

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)

[現 行]

- ① 従業者への研修実施(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規))
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

○ 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○ 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済)。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

個人ワーク①例

- ▶あなたがイメージしている『虐待』『不適切な支援』を言語化してください。

『虐待』...蹴る、叩く、お金を勝手に使う、ご飯を食べさせない、他の人の前で排泄介助をする、鍵をかけて自由に出入りできないようにする、裸の写真を撮る、本人に必要なサービス・医療を受けさせない 等

『不適切な支援』...声かけせず流れ作業のように口にスプーンで食事を入れる、尿意を訴えているのに後回しにする、「身体を動かさないと寝たきりになるよ」と不安になるようなことをいう 等

- ▶あなたの現場などで、ひょっとしてこれは『虐待』なのでは？と感じるようなことをあげてみてください。

『虐待』なのでは...「あとでね」「ちょっと待って」と返事をするが後がない・・・、約束を守れなかった時に他の行動を制限する 等